

# 志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境 保全に関する協定の運用に関する細則

石川県（以下「甲」という。）及び志賀町（以下「乙」という。）と北陸電力株式会社（以下「丙」という。）とは、平成17年9月1日に締結した「志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」（以下「協定書」という。）第22条の規定により、次のとおり細則を定める。

（関係諸法令）

第1条 協定書第1条第1項に定める「関係諸法令」には、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針について（昭和50年5月13日原子力委員会決定）」を含むものとする。

（公害の防止等）

第2条 丙は、協定書第2条に定める公害の防止及び周辺環境の保全を図るため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）大気汚染防止対策

補助ボイラーの運転によるばい煙の排出量は、次のとおりとする。

項目	排 出 量			
	1号補助 ボイラー	2号補助 ボイラー	3号補助 ボイラー	4号補助 ボイラー
硫黄酸化物	6.5m <sup>3</sup> /h [normal] 以下	6.5m <sup>3</sup> /h [normal] 以下	2.5m <sup>3</sup> /h [normal] 以下	6.5m <sup>3</sup> /h [normal] 以下
窒素酸化物	1.85m <sup>3</sup> /h [normal] 以下	1.85m <sup>3</sup> /h [normal] 以下	0.70m <sup>3</sup> /h [normal] 以下	1.85m <sup>3</sup> /h [normal] 以下
ばいじん	2.3kg/h 以下	2.3kg/h 以下	0.85kg/h 以下	2.3kg/h 以下

## (2) 水質汚濁防止対策

- イ 復水器冷却水の取水量は、志賀原子力発電所1号機にあっては毎秒40m<sup>3</sup>以下、志賀原子力発電所2号機にあっては毎秒93m<sup>3</sup>以下とする。
- ロ 取放水の温度差は、7℃以下とする。
- ハ 放水ピットへの排水口における一般排水(雨水を除く。)の水質は、次のとおりとする。

項目	水質
水素イオン指数	5.8 以上 8.6 以下
化学的酸素要求量	20mg/L 以下
浮遊物質量	30mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 mg/L 以下

注) 浄化槽を経た排水については生物化学的酸素要求量を20mg/L以下とする。

## (3) 騒音・振動防止対策

- イ 騒音又は振動の発生源となる機器には、必要な防音防振対策を講ずる。
- ロ 敷地境界線における騒音の目標値は、次のとおりとする。

昼間	朝・夕	夜間
午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から8時まで 夕 午後7時から10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
65デシベル	60デシベル	50デシベル

- ハ 敷地境界における振動の目標値は、次のとおりとする。

昼間	夜間
午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日午前8時まで
65デシベル	60デシベル

(4) 産業廃棄物の処理対策

廃油、汚泥等の産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者（「廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第14条第1項の規定により許可を受けた者をいう。）に委託し、適正に処理するものとする。

(5) 環境の整備

イ 発電所敷地内の既存植生を保全するとともに、樹林帯の造成等の緑化に努める。

ロ 発電所建屋等の色彩については、周辺の自然環境と調和するよう配慮する。

2 丙は、次の表に掲げる測定を実施し、その結果を甲及び乙に報告するものとする。

測定項目		測定場所	測定方法	測定頻度	報告時期
大 気	硫黄酸化物濃度	補助ボイラー 煙道	JIS K0103	1回/3ヵ月	3ヵ月毎 (騒音・振動 については 6ヵ月毎)に 取りまとめ 翌月に報告
	窒素酸化物濃度	補助ボイラー 煙道	JIS K0104	1回/3ヵ月	
	ばいじん濃度	補助ボイラー 煙道	JIS Z8808	1回/3ヵ月	
水 質	(一般排水) 水素イオン指数 化学的酸素要求量 浮遊物質 ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	放水ピットへ の排水口	昭和49年環 境庁告示第 64号	1回/1ヵ月	
	騒音	発電所敷地境 界等6点	JIS Z8731	1回/6ヵ月	
	振動	発電所敷地境 界等6点	JIS Z8735	1回/6ヵ月	

(事前了承)

第3条 協定書第6条に定める事前了解の対象とするものは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）」第23条及び第26条に定める施設及び復水器の冷却に係る取排水施設とする。

(平常時における報告)

第4条 協定書第8条に定める報告については、次のとおりとする。

報告事項		報告頻度
(1) 発電所の運転 (試運転を含む。 以下同じ。) 計画 及び運転状況	イ 発電所の運転計画	年度毎及び変更のつど
	ロ 発電所の運転状況	四半期毎
	ハ 放射性廃棄物の放出 及び保管状況	四半期毎
	ニ 従事者の放射線被ば く状況	四半期毎
(2) 定期検査の実施 計画及び実施結果		そのつど
(3) 環境放射線の測 定結果	協定書第3条の規定に 基づく測定の結果	四半期毎
(4) 温排水等の測定 結果	協定書第3条の規定に 基づく測定の結果	四半期毎
(5) その他必要と認 める事項		そのつど

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙が必要と認めて報告を求めたときは、丙は、前項の報告事項について報告するものとする。

(測定結果、平常時の報告事項及び異常時の連絡事項の公表)

第5条 協定書第10条に定める公表は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 測定結果は、石川県環境放射線測定技術委員会又は石川県温排水影響検討委員会が技術的評価を行い、石川県原子力環境安全管理協議会（以下「管理協議会」という。）が確認した後、公表するものとする。
- (2) 報告事項及び連絡事項は、管理協議会の協議を経た後、公表するものとする。
- (3) 緊急の事情があるときは、前2号の規定にもかかわらず、測定結果、報告事項及び連絡事項を公表できるものとする。

(立入調査)

第6条 協定書第11条に定める立入調査を行う者は、その安全確保のため丙の定める保安関係の規程に従うものとする。

(適切な措置の要求)

第7条 協定書第12条第1項に定める「国を通じ、又は直接丙に対し適切な措置を講ずることを求める」ときの措置とは、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 国を通じ、適切な措置を講ずることを求める場合の措置とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉等の規制に関する法律」第36条に定める施設の使用停止等に係る事項とする。
- (2) 直接丙に対し適切な措置を講ずることを求める場合の措置とは、前号に定める事項以外の措置とする。

(連絡体制)

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡する。

- (1) 協定書第6条の計画等に対する事前了解、協定書第7条の核燃料等の輸送計画に関する事前連絡、協定書第8条の平常時における

る報告及び協定書第12条の適切な措置の要求等並びに第2条第2項の測定結果は、文書をもって行う。

(2) 協定書第9条の異常時における連絡は、電話等で通報した後、文書をもって行う。

(3) 甲、乙及び丙は、連絡を円滑かつ確実に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるほか、それぞれの代行者を数名定めておくものとする。

(風評被害に係る措置)

第9条 協定書第14条第2項に定める風評被害に係る「当事者からの処理申出」は、農業協同組合、漁業協同組合、商工会その他の団体又は乙を通じて甲に対して行うことができるものとする。

(協議)

第10条 この細則に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この細則に定める事項について改定すべき事由が生じたとき又はこの細則に定める事項について疑義が生じたときは、そのつど、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附則

- 1 石川県、志賀町、富来町及び北陸電力株式会社が昭和63年12月1日付けで締結した志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則は、この細則の締結をもって廃止する。
- 2 本細則は、協定締結日から施行する。

この細則の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月1日

甲 石川県 知事

乙 志賀町 町長

丙 北陸電力株式会社 取締役社長